

様式第13号（第19条関係）

○	2センチメートル以上
事故肥料成分票	2センチメートル以上
許可番号	8センチメートル以上
許可年月日	
肥料の名称	
含有主成分量（法第4条第1項第3号に掲げる普通肥料にあつては、法第17条第1項第3号の農林水産大臣が定める主要な成分の含有量）（%）	
事故肥料成分票を付した者の氏名又は名称及び住所	
← 7. 2センチメートル以上 →	

備考

- 1 事故肥料成分票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 様式第9号（イ）の備考第2号の規定は、事故肥料成分票について準用する。